

# 健康保険

連絡先

所属部局事務部人事担当係

日本の健康保険には、勤務先を通じて加入する「**文部科学省共済組合**」（九州大学職員の場合）と、採用条件により共済組合に加入できない方が加入する「**国民健康保険**」があります。毎月保険料を支払うことで、**加入者は医療費の3割負担で済みます**。病院や診療所で治療を受けるときは、必ず加入者証(健康保険証)を提示しなければなりません。

健康保険は、加入者が1か月間に1つの医療機関から請求された医療費の合計が一定額を超えた場合、超えた額が加入者に払い戻される制度があるため、特に重い病気や入院をした場合に役立ちます。その他、出産や休業した場合にも、給付される制度があります。

参考：九州大学職員向けファカルティ・ディベロップメント in English 収録ビデオ「日本におけるファイナンシャル・プランニング：医療制度、保険、ローン」

<https://www.isc.kyushu-u.ac.jp/intlweb/news/21569.html> ※採用後、学内からのみアクセス可能

## 文部科学省共済組合

<https://www.monkakyosai.or.jp/index.html>

### 組合員

九州大学の教員として採用されると、採用条件に基づき採用日から文部科学省共済組合の組合員となります。同時に文部科学省共済組合の各種給付を受けることができます。保険料は、既定の計算方法に基づき毎月給与から控除されます。

### 組合員証

届出により、組合員には共済組合の「組合員証」、被扶養者には「組合員被扶養者証」（以下「被扶養者証」）が交付されます。組合員証・被扶養者証は、組合員及びその被扶養者の資格を証明するもので、病気やけがなどで保険医療機関の診療を受けるときなどに必要なものですから、大切に保管してください。

### 病院／クリニックにて

組合員およびその被扶養者は、公務によらない理由で病気や怪我をした場合、組合員証を提示すれば、保険が使える病院や診療所で必要な治療を3割負担で受けることができます。

## 国民健康保険

### 加入窓口

市役所／区役所

### 対象者

3カ月以上の滞在許可を持つ者

### 申請に必要なもの

パスポート、在留カード

### 健康保険料の支払い

年間保険料は6月から3月までの10回（月払い）です。年間保険料は、加入者の前年の日本での所得に基づいて計算されます。保険料は一度設定されると、その年に何回受診されても保険料は変わりません。

